

平成20年度  
第1回兵庫県都市計画審議会

平成20年7月2日  
農業共済会館7階大会議室

開 会 午後2時

議長 それでは平成20年度第1回兵庫県都市計画審議会の開催に先立ち、一言ごあいさつ申し上げたいと思います。本日は平成20年度第1回兵庫県都市計画審議会を開催いたしましたところ、委員並びに幹事の皆様方には、お忙しい中にもかかわらずご出席いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省では、人口減少や地球環境問題など、都市をめぐる状況の変化を踏まえて、高度成長期に定められた現都市計画法の基本理念の見直しをも視野に入れて、都市計画制度の抜本的見直しを検討しているところでありますが、このたび平成21年5月までに都市計画の将来像を示し、これを反映する形で、平成21年度以降に抜本改正を進める方針であるとの報道がございました。

現行の都市計画制度は、高度成長期の昭和43年に、人口の増加とそれともなう都市の拡大・成長を前提として構築されましたが、以後40年を経過し、新しい時代における都市政策の基本的な課題と方向性を幅広い観点から検討することが求められております。

国土交通省では、社会資本整備審議会内に小委員会を設置して検討を進めるとともに、都道府県・指定都市を対象に、都市計画制度の抜本的見直しに関するアンケート調査を行うなど、幅広い検討を進めているところでございます。

また本県におきましても、同様の視点に立って、新しい時代の都市将来像を描きつつ、現状に対する認識と課題を整理した上で、都市づくりの目標を定め、都市計画区域内外を含めた基本方針を作成した上で、都市計画区域マスタープラン等の見直しを進めることとし、「都市計画区域マスタープラン等の見直し基本方針」を昨年の7月に、「広域都市計画基本方針」を本年5月に策定したところです。この「広域都市計画基本方針」については、この後でその概要をご報告いただくことにしております。

本日の案件は、6月24日に事務局から事前説明がありました「阪神間都市計画新住宅市街地開発事業の変更」議案をはじめとする4議案と、先ほど述べました「広域都市計画基本方針」の報告をお願いするにしております。この後、お手元の議案書に基づき、議事を進めてまいりたいと存じますが、どうか十分にご審議を賜りますようお願いいたします。挨拶にかえたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、議案書の議案目録によりまして、本日付議されております各案件につきまして、ご審議を賜りたいと存じます。

なお、審議の中でご発言いただく場合は、議事録作成上、皆様の前に置いております名札の番号を述べてからご発言をくださいますようお願いいたします。

それでは、まず第1号議案、三田市に係ります「阪神間都市計画新住宅市街地開発事業の変更（北摂地区新住宅市街地開発事業の変更）」及び第2号議案、三田市に係ります「阪神間都市計画用途地域の変更」の

2件ですが、これらはお互いに関連しておりますので、2件を引き続いてご説明いただきます。

それでは、第1号議案、三田市に係ります「阪神間都市計画新住宅市街地開発事業の変更」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 第1号議案、「阪神間都市計画新住宅市街地開発事業の変更」についてご説明いたします。議案書は3ページから、議案位置図は1ページからでございます。

まず、新住宅市街地開発事業についてご説明いたします。同事業は昭和38年に制定された新住宅市街地開発法に基づきまして、都市計画事業として施行されます全面買収方式の宅地開発事業でございます。

人口集中の著しい市街地周辺におきまして、健全な住宅市街地の開発や、住宅に困窮する国民のために、良好な居住環境の住宅地を大量に供給することを目的としております。「適切な配置、規模の」道路、公園などの公共施設や、学校、病院、共同店舗などの公益的施設を備えた住区を単位といたしまして、幹線街路や、必要に応じて事務所や事業所などの特定業務施設を備えました住宅市街地の開発事業でございます。

全国的には大阪の千里や東京の多摩などのニュータウン、県下では当地区のほか、西神ニュータウンなどで実施されているところでございます。

次に位置でございますが、スクリーンをご覧ください。議案位置図は1ページです。

三田市の南部に位置しまして、フラワータウン、ウッディタウン、カルチャータウンの3地区から構成されますニュータウンでございます。

当地区の北東を国道176号、JR福知山線が平行して走っております。JRの最寄り駅は新三田駅、三田駅となっております。地区内にはウッディタウン中央駅と横山駅を結ぶ神戸電鉄の公園都市線が整備されております。またフラワータウンの南部には、中国自動車道の神戸三田インターチェンジがございます。

事業主体でございますが、ウッディタウンは、独立行政法人都市再生機構、フラワータウン、カルチャータウンは兵庫県でございます。

それでは、説明に入っておりますが、都市計画事業の正式名称が長いことから、説明では「新住事業」と簡略化いたしますので、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

まず、都市計画決定の経緯でございますが、昭和45年12月に3地区を北摂地区新住宅市街地開発事業という名称で都市計画決定し、昭和46年から事業着手されております。

以来7回の都市計画変更を行っておりまして、今回の変更が8回目となります。変更内容につきましては、スクリーンのとおりでございます。

今回の変更ですが、事業も概成してきておりまして、事業の完了に向け、区域内に残る未買収地の整理

や、未だ土地利用が図られていない土地につきまして、社会経済情勢の変化に対応しつつ、時代ニーズにあった土地利用に、良好な市街地の形成であるとか、都市の健全かつ合理的な土地利用といった点に留意しつつ、変更するものでございます。

次に、変更の内容ですが、大きくは、施行区域の変更及び面積の変更、公共施設の配置及び規模の変更、宅地の利用計画の変更の3つでございます。

まず、施行区域の変更及び面積の変更についてご説明いたします。

議案書は8ページから9ページ、議案位置図は2ページでございます。スクリーンは変更前の図面でございます。

次に、変更後の図面です。施行区域、面積の変更と公共施設の配置、規模の変更につきまして、それぞれ紫色、水色の吹き出しで示しております。

まず、施行区域、面積の変更でございますが、紫色の吹き出しで示した2カ所が区域除外する箇所でございます。

そのうちの1カ所でございます。

約2haの区域を、新住事業の区域から除外いたします。

理由ですが、ご覧のとおり、当区域には土地所有者の先祖代々の墓地がございます。事業者におきまして、長きにわたり用地交渉を進めてまいりましたが、「墓地は絶対売らない」と土地所有者の意志は固く、用地取得は極めて困難な状況となっております。やむを得ず今回新住事業の区域から除外しようとするものでございます。

続きまして、残りの1カ所、スクリーンには0.01haとしておるところでございますが、約150㎡の土地がございます。事業区域と用地買収区域に不整合が生じておりますので、このたび整合を図るものでございます。

またウディタウンにおきまして、事業完了に向け、確定測量を行うなど、面積を精査いたしましたところ、約9haの面積減が判明いたしました。

結果といたしまして、区域除外による約2haの減と面積精査に伴う約9haの減が出ましたので、トータル約11haについて、区域面積を減ずる変更を行うものでございます。

続きまして、公共施設の配置及び規模の変更についてご説明いたします。

議案書8ページから10ページにかけて変更前後対照表がございます。表の左端に公共施設の配置及び規模の欄がございますが、網掛けでアンダーラインのところが今回変更を行う箇所でございます。スクリーンに変更場所を示しております。

当新住事業は、前回平成3年に都市計画の変更をしておりますが、それ以降において都市計画道路とし

て個別に決定や変更したものがございまして、それを今回の新住事業に係る都市計画変更に反映させていくものでございます。

まず、1つ目ですが、天神武庫が丘線の追加でございます。変更前のものでございます。

天神武庫が丘線は、隣接して事業中の天神土地区画整理事業区域内を通り、フラワータウンへと接続する道路といたしまして、平成7年に都市計画決定されたものでございます。

その内、約60mが新住事業の区域内にございますので、このたび道路の追加ということで整合を図るものでございます。

続きまして、北摂中央北駅前線の変更です。変更前のものでございます。

北摂中央北駅前線は、神戸電鉄ウッディタウン中央駅前の駅前広場を含む道路で、駅前広場の機能を強化するため、広場の位置を現在の場所へと変更するとともに、ルートの変更を行っておりまして、このたび整合を図るものでございます。

続きまして、北摂中央4号線の変更です。変更前のものでございます。

先ほどご説明いたしました北摂中央北駅前線の変更に併せまして、平成10年にルートの変更を行っておりまして、このたび整合を図るものでございます。

続きまして、貴志長尾線の変更です。変更前のものでございます。

貴志長尾線はフラワータウンとウッディタウンを結ぶ道路といたしまして、平成7年に都市計画決定されましたが、フラワータウン内にはその位置づけがなかったため、このたび道路の追加ということで整合を図るものでございます。

続きまして、宅地の利用計画の変更についてご説明いたします。

議案書9ページをご覧ください。宅地の利用計画についての変更前後対照表を掲載しております。

また、議案位置図3ページから5ページにかけて、各地区ごとの変更箇所を掲載しております。

それではウッディタウンの変更からご説明いたします。スクリーンをご覧ください。変更前の宅地利用図でございます。変更箇所は8カ所ございます。

まず1つ目、スクリーンのほうではW-1、W-11の箇所でございます。「その他の公益的施設用地」から「道路用地」へと変更いたします。

その他の公益的施設用地とは、官公庁施設、医療福祉施設、購買施設などで、具体的には、病院、警察署、郵便局、店舗、銀行などの用地でございます。

先ほど、駅前広場の位置変更を含む道路の変更についてご説明いたしました。この変更はその駅前広場の位置の変更によるものでございます。

続きまして、W-2の箇所ですが、「教育施設用地」から「住宅用地」へと変更いたします。

当初、高等学校予定地として計画しておりましたが、ウッディタウン内に別の高等学校が開校するとともに、カルチャータウンに関西学院大学が開校しましたことから、カルチャータウンへ立地変更することになったものでございます。

このため、周辺の土地利用を勘案いたしまして、住宅用地へと変更するものでございます。

続きまして、W - 3の箇所ですが、「道路用地」から「住宅用地」へと変更いたします。

大街区化に伴いまして、宅地内道路は、今後開発を行う民間事業者が道路整備をすることとなりますので、今回、新住事業上の道路としての位置づけを外すものでございます。

続きまして、W - 4の箇所ですが、「特定業務施設用地」から「住宅用地」へと変更いたします。

「特定業務施設用地」とは、居住者の雇用機会の増大や昼間人口の増加による事業地の都市機能の増進に寄与するもので、用途は一般の事務所、研究所、工場などに限定されてございます。

企業の事務所、事業所などを誘致すべく進めてまいりましたが、今後の宅地需要動向などを勘案いたしまして、住宅用地へと変更するものでございます。

続きまして、W - 5の箇所ですが、「その他の公益的施設用地」から「住宅用地」へと変更いたします。三田市民病院の北側という立地を活かし、医療福祉関連など公益的施設を誘致すべく進めてまいりましたが、今後の宅地需要動向などを勘案いたしまして、住宅用地へと変更するものでございます。

続きまして、W - 6の箇所ですが、「特定業務施設用地」から「その他の公益的施設用地」へと変更いたします。

ウッディタウン中央に位置するセンチュリーパーク内の一画でございますが、企業の事務所、事業所などを誘致すべく進めてまいりましたが、センチュリーパークの魅力を一層高めるため、今後幅広く様々な施設が誘致できるよう変更するものでございます。

続きましてW - 7でございますが、6カ所ございまして、「その他の公益的施設用地」から「住宅用地」へと変更いたします。

居住者の利便などを考慮した施設用地としておりましたが、今後の宅地需要動向などを勘案いたしまして、住宅用地へと変更するものでございます。

最後はW - 8ですが、新住事業から区域除外する箇所につきまして、区域除外に併せて「公園・緑地用地」としての土地利用を外すものでございます。

以上がウッディタウンに関する説明でございます。

続きまして、フラワータウンの変更をご説明いたします。スクリーンをご覧ください。変更前の宅地利用図でございます。変更箇所は3箇所でございます。

まず、F - 1、F - 3ですが、「その他の公益的施設用地」から「住宅用地」へと変更いたします。

健康増進に関する施設を誘致すべく進めておりましたが、今後の宅地需要動向などを勘案いたしまして、住宅用地へと変更するものでございます。

続きまして、F - 2でございますが、「特定業務施設用地」から「その他の公的施設用地」へと変更いたします。

企業の事務所、事業所などを誘致すべく進めておりましたが、今回、高齢・成熟社会への対応といたしまして、居住者の利便や福祉の向上といった観点から、幅広く立地が可能となるよう変更するものでございます。

以上がフラワータウンに関する説明でございます。

最後に、カルチャータウンの変更についてご説明いたします。変更箇所は1カ所でございます。

この場所につきましては、「その他の公的施設用地」から「教育施設用地」へと変更を行うものです。

研究開発などの公的施設を計画しておりましたが、当該地への高等学校の立地に伴いまして、変更するものでございます。

第1号議案の説明は以上でございます。

なお、この案件につきましては、本年5月9日～23日までの2週間、都市計画法第17条第1項の規定に基づきます案の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。ご報告いたします。

引き続きまして、今回の変更と関連いたします、参考案件の三田市決定の地区計画の変更についてご説明いたします。スクリーンをご覧ください。

お手元の資料では、参考資料5の1ページから4ページでございます。

今回変更する地区計画はウディータウンとフラワータウンの2つでございます。地区計画の区域を減少する箇所は、新住事業から除外する箇所、スクリーンでは と の部分でございます。

新住事業の宅地利用の変更に伴いまして、地区計画の制限内容を変更する箇所は、緑の吹き出しで示したところです。

新住事業の宅地利用を「特定業務施設用地」から「住宅用地」へと変更するのに伴いまして、地区整備計画に記載の地区を「公益・特定業務地区」から「戸建住宅地区」に変更し、同様に新住事業の宅地利用を「その他公的施設用地」から「住宅用地」へと変更するのに伴いまして、地区整備計画に記載の地区を「指定なし」から「戸建住宅地区」に変更いたします。

また、後ほど説明がございしますが、用途地域の変更に伴いまして、制限内容を変更する箇所を黄色の吹き出しで示しております。

以上が三田市の地区計画の変更についての説明です。私からの説明はこれで終わらせていただきます。

議長 それでは続いて、第2号議案、三田市に係ります「阪神間都市計画用途地域の変更」について、事務

局からご説明をお願いいたします。

事務局 引き続きまして、第2号議案、「阪神間都市計画用途地域の変更」について説明させていただきます。議案書は11ページから17ページ、議案位置図は6ページから11ページでございます。

今回、用途地域を変更する箇所をご説明いたします。前面スクリーンをご覧ください。

先ほどの第1号議案で説明がありました、三田市のウッディタウンとフラワータウンで、ウッディタウン内の「A-1 けやき台5丁目」、「A-2 けやき台3丁目(小学校北側)」、「A-3 けやき台3丁目(市民病院北側)」、フラワータウン内の「A-4 富士が丘2丁目」の以上4箇所でございます。

まず、「A-1 けやき台5丁目」です。議案位置図は8ページです。

変更箇所は、赤の太枠でお示ししています、新阪急ホテルの北側で、面積は約7.6haです。

集合住宅用地として計画されていましたが、昨今の住宅需要の変化などから、戸建住宅用地へと変更しようとするもので、戸建住宅用地の良好な住環境を保つため、第1種中高層住居専用地域、容積率200%、建ぺい率60%から、第1種低層住居専用地域、容積率100%、建ぺい率50パーセントに変更を行うものでございます。

次に、「A-2 けやき台3丁目(小学校北側)」です。議案位置図は9ページです。

変更箇所は赤の太枠でお示ししています、三田市立けやき台小学校北側で、面積は約3.6haです。

今回、新住宅市街地開発事業の宅地利用計画を「特定業務施設用地」から「住宅用地」に変更することに伴い、より良好な住環境を有する低層住宅地の形成を図るために、第2種住居地域、容積率200%、建ぺい率60%から、第1種低層住居専用地域、容積率100%、建ぺい率50%に変更を行うものでございます。

3つ目は「A-3 けやき台3丁目(市民病院北側)」です。議案位置図は10ページです。

変更箇所は、赤の太枠でお示ししています、三田市民病院北側で、面積は約3.2haです。

この箇所も先ほどの「A-2 けやき台3丁目(小学校北側)」と同様に、今回新住宅市街地開発事業の宅地利用計画を「その他公益的施設用地」から「住宅用地」に変更することに伴い、より良好な住環境を有する低層住宅地の形成を図るために、第2種住居地域、容積率200%、建ぺい率60%から、第1種低層住居専用地域、容積率100%、建ぺい率50%に変更を行うものでございます。

最後に「A-4 富士が丘2丁目」です。議案位置図は11ページです。

変更箇所は、赤の太枠でお示ししています、三田市立富士中学校の東側で、面積は約3haです。

最初に説明しました「A-1 けやき台5丁目」と同様に、集合住宅用地として計画されていましたが、昨今の住宅需要の変化などから、戸建住宅用地へと変更しようとするもので、戸建住宅用地の良好な住環境を保つため、第1種中高層住居専用地域、容積率200%、建ぺい率60%から、第1種低層住居専用地域、容積率100%、建ぺい率50%に変更を行うものでございます。



以上で変更箇所の説明を終わります。

なお、この案件について、本年5月9日から5月23日までの2週間、都市計画法第17条第1項の規定に基づく案の縦覧に供しましたが、用途地域の変更に係る意見書の提出はなかったことをご報告いたします。

引き続きまして、今回の用途地域の変更と関連します、参考案件としまして、三田市決定の「阪神間都市計画高度地区の変更」についてご説明いたします。

お手元の資料は、参考資料5の5ページから7ページです。

高度地区は、用途地域内において市街地の環境を維持し、または土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度、または最低限度を定めるもので、市決定の都市計画です。

前面スクリーンをご覧ください。

三田市では、住居系の用途地域内における日照、通風等を確保し、良好な住環境の維持、形成のため、ご覧のように、高さの最高限度を定めた3種類の高度地区を用途地域と連動させて指定しています。

第1種、第2種低層住居専用地域には、第1種高度地区、第1種、第2種中高層住居専用地域には、第2種高度地区、第1種、第2種及び準住居地域には、第3種高度地区を基本としています。

今回の高度地区の変更は、第1種中高層住居専用地域及び第2種住居地域から、第1種低層住居専用地域に用途地域を変更することに伴い、第2種高度地区及び第3種高度地区を第1種高度地区に変更するものです。

以上で参考案件の「阪神間都市計画高度地区の変更」についての説明を終わります。

ただいま、ご説明した高度地区変更1件と第1号議案でご説明した参考案件の地区計画変更2件につきましては、6月4日に開催されました三田市都市計画審議会に付議されており、本日ご説明した県決定の、新住宅市街地開発事業と用途地域の変更の2案件と同時に手続きを進めることについて、了解が得られております。

最後に、議案書14ページをご覧ください。

14ページは今回の変更による変更前後の対照表です。

今回の用途地域の変更によりまして、第1種低層住居専用地域は5,037haから5,054haに、第1種中高層住居専用地域は5,347haから5,337ha、第2種住居地域は979haから972haとなります。

以上で、第2号議案「阪神間都市計画用途地域の変更」についての説明を終わります。

議長 ありがとうございます。

第1号議案及び第2号議案を続けてご説明をいただきました。これにつきまして、質問またはご意見はございますでしょうか。

ご質問等がないようですので、それではお諮りいたします。

第1号議案「阪神間都市計画新住宅市街地開発事業の変更（北摂地区新住宅市街地開発事業の変更）」について、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 ご異議がないようですので、第1号議案「阪神間都市計画新住宅市街地開発事業の変更（北摂地区新住宅市街地開発事業の変更）」については、原案のとおり可決いたします。

次に、第2号議案「阪神間都市計画用途地域の変更」について、原案どおり可決してよろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

議長 ご異議がないようですので、第2号議案「阪神間都市計画用途地域の変更」については、原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。

それでは、続いて第3号議案、小野市に係ります「東播都市計画公園の変更（5.5.601号大池総合公園の変更）」を上程いたします。

これについて事務局の説明をお願いいたします。

事務局 第3号議案「東播都市計画公園の変更（5.5.601号大池総合公園の変更）」についてご説明いたします。議案書は19ページから22ページ、議案位置図は12ページでございます。前面スクリーンをご覧ください。

大池総合公園は、神戸電鉄小野駅から北へ約1km先の市街地北部に位置する面積約11.2haの総合公園で、市民の日常的な健康増進と憩いの場として昭和46年に都市計画決定されました。

ここで、小野市の市街地の状況を説明しますと、小野市は神戸電鉄小野駅から北へ向かって中心市街地が形成されております。そして、本公園や市役所などを含む市街地北部を新たな都市拠点とし、都市機能の集積を進めています。現在、福祉施設や伝統産業会館、図書館、うるおい交流館エクラなどが立地しております。このように、本公園が都市計画決定されてから約40年が経過し、本公園周辺の土地利用の状況が変化しています。

今回変更する大池総合公園では、中央の屋内プールを備えた総合体育館や南側の野球場及びテニスコートなどに利用者が多く集まっている状況です。

ここで、総合公園としてさらなる機能の充実と利便性向上を図るため、公園施設を再配置することとしています。

再配置の考え方ですが、まず北側の児童広場は、当初、子どもたちが伸び伸びと遊べるように校庭のような土の広場でしたが、広場機能を見直し、本公園南東のため池北側に広場機能を移します。池を活かし

た良好な水辺空間を創出し、かつ児童に限定せず幅広い年齢層の利用を考え、芝生広場として再配置します。北側の区域については、隣接する小野市の交流施設の機能拡充を図るため、交流施設整備用地として活用することとしております。

また、北側には車両が通行できる幅の園路がありますが、車両の通行を望む市民の要望も強いことから、児童広場とあわせて公園区域から外します。

次に、北側の駐車場ですが、中央の駐車場が総合体育館や野球場などに近いことから、利用が多く過密状態となっているため、中央駐車場の西側に位置を変更し、さらなる利便性向上を図ります。

これは本公園の計画図です。ここで、図面中の緑色の部分に変更のない区域、赤色部分が追加、黄色部分が削除する区域です。

ここは削除する児童広場と園路及び駐車場の部分です。ここは芝生広場の拡大に伴い公園区域に追加する部分です。ここは北側から移した駐車場区域です。公園南側は、既に施設整備が終了しており、現状で十分機能が確保されているため、公園区域から削除します。

以上の変更内容から、追加面積が0.7ha、削除面積が1.1haですが、全体面積を計測し直した結果、変更後の面積は約10.3haとなります。

今回の変更により、総合公園としての機能の充実と利便性向上につながるだけでなく、小野市としても交流機能のさらなる充実を図ることができ、今後の小野市のまちづくりの活性化に寄与するものと考えております。

この都市計画案をまとめるにあたり、住民説明会を開催し、本日と同様の説明をしております。

また本案について、5月20日から2週間の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

なお、6月19日に小野市都市計画審議会が開催され、原案どおり承認されております。

以上で、第3号議案の説明を終わります。

議長 ありがとうございます。ただいま事務局から第3号議案の説明がございましたが、これにつきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

ご質問等がないようですので、それではお諮りいたします。

第3号議案「東播都市計画公園の変更(5.5.601号大池総合公園の変更)」については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 どうもありがとうございます。異議がないようですので、第3号議案「東播都市計画公園の変更(5.5.601号大池総合公園の変更)」については、原案のとおり可決いたします。

県決定の都市計画案件につきましては、以上です。

この結果は、直ちに知事あてに答申することいたします。

それでは次に、「建築基準法第51条ただし書」関連の審議に移ります。

第4号議案、多可町に係ります「ごみ処理場（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置について」を上程いたします。これについて、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の説明に入ります前に、建築基準法第51条ただし書の趣旨についてご説明いたします。

議案書の23ページ、青いページをお開き願います。

ここに、建築基準法第51条の条文を載せてございます。内容であります。都市計画区域内におきましては、卸売市場、火葬場などや、政令で定められております処理施設の用途に供する建築物につきましては、その敷地の位置を都市計画決定しているものでなければ、新築または増築してはならない」となっております。

「ただし、特定行政庁が、県または市町の都市計画審議会の議を経まして、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、新築もしくは増築ができること」となっております。

県または市町の都市計画審議会への付議の区分につきましては、その敷地の位置を都市計画決定する場合の決定権者が、県であるのか、市町であるのかによります。

産業廃棄物処理施設が県、それ以外の施設は市町が決定権者となっております。

このようなことから、ごみ処理場などで産業廃棄物にかかわるものについては、県都市計画審議会に付議することとなります。

なお、廃棄物処理施設の設置許可などに関しましては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく手続きが並行して進められております。

その中で、生活環境へ影響について審査が行われまして、許可できると判断されたものが都市計画審議会に付議され、その敷地の位置について審議をしていただくこととなっております。

それでは、第4号議案につきまして、特定行政庁である建築指導課からご説明させていただきます。

事務局 第4号議案、多可町にかかります「ごみ処理場（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置について」ご説明をいたします。

議案書25・26ページ、議案位置図13ページをお開きください。

付議しております産業廃棄物処理施設は、建設工事及び解体工事に伴い発生する木くずの破碎を行い、チップ等に再利用する資源の有効活用を図るためのものがございます。前面スクリーンをご覧ください。位置図によりご説明させていただきます。

多可町は行政区域のうち、中区が用途地域の指定がない都市計画区域でございます。

こちらが国道175号で、明石方面から福知山方面でございます。加古川が南北に流れています。こちらが国道427号でございます。本施設の敷地は、この赤色の区域でございます。

次に、用途別現況図によりご説明させていただきます。

こちらが敷地の位置でございます。当該施設は集落の東側の山すそに立地する計画で、当該地の北側には採石場・コンクリート製品工場があり、少し離れて社会福祉施設が立地しております。北側の採石場・コンクリート製品工場の敷地の外周は山林であり、また社会福祉施設等についても、周辺は山林であることから、周辺住民の生活環境を悪化させるおそれはないと考えております。

次に、配置図によりご説明させていただきます。

施設の配置等でございますが、赤色で囲っています部分が今回施設を設置しようとする敷地になります。敷地面積は5,619.14㎡です。こちらが事務所棟で40.74㎡、こちらが破砕棟で976.92㎡、合計1,017.66㎡でございます。

破砕施設は破砕棟の屋内に配置し、騒音や粉塵対策等を施すこととしております。敷地内の雨水等の排水は排水路を設け、排水する計画となっております。

次に、本施設における産業廃棄物の処理工程等について、概要をご説明させていただきます。

建設廃材の搬入ルートは、県道多可柏原線より町道牧野3号線を経て、破砕棟に搬入します。そこから、原料ホッパーに投入し、粉砕し、ベルトコンベアに乗せて鉄片除去・ふるい分け機で鉄片を選別した上で、製品保管施設で保管します。それを製品チップ、燃料チップとして搬出します。

この施設を産業廃棄物処理施設とし、施設の処理能力は、1日あたり17.36 tの能力を有しております。

前面道路の交通量は、1日あたり約740台で、660台程度が採石場・コンクリート製品工場に関する車両で、そのうち、社会福祉施設関係の車両は80台程度であり、そのほとんどが通勤車両であります。

本施設の計画により、木くず等の搬入搬出により増える車両は40台程度であり、前面道路の交通量や道路構造に支障を及ぼすものではないと考えております。

また、事業者の方で、搬入搬出時は社会福祉施設等の通勤時間帯を避ける、または社会福祉施設等の周辺においては徐行運転をする、必要に応じて誘導員を配置するなど、安全確保に努めることとしております。

周辺対策につきましても、地元住民に対し説明会を行い、施設設置に伴う同意を得ております。

県土地利用基本計画、中都市計画区域マスタープラン及び多可町総合計画では当該地について位置付けもなく、先ほど説明しました内容を踏まえ、総合的に検討した結果、多可町からも都市計画上に支障はないと意見をいただいております。

参考までに周辺環境への影響についてでございますが、事業者において事前に「廃棄物の処理及び清掃に

関する法律」に係る手続きについても環境部局と協議しており、騒音の規制値は60デシベルでございますが、本計画において騒音は57デシベル、また振動の規制値は60デシベルでございますが、本計画において、振動は30デシベル未満となっており、規制値内におさまる計画となっております。

以上のことから、周辺環境への影響は少なく、特に問題はないと、環境部局から回答をいただいております。

以上で議案の説明を終わらせていただきます。

審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ただいま第4号議案が事務局から説明がありましたけれども、これにつきまして、ご質問、またはご意見ございますでしょうか。

ご質問等がないようですので、それではお諮りいたします。

第4号議案については原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議がないようですので、第4号議案については原案のとおり可決いたします。

以上で、建築基準法第51条ただし書の案件につきましては終了いたしました。

この結果は、直ちに特定行政庁である知事あてに答申することといたします。

本日の議案は以上でございます。どうもありがとうございました。

それでは続いて報告事項に移ります。

「広域都市計画基本方針策定報告」について、事務局から報告をお願いいたします。

事務局 報告事項、広域都市計画基本方針策定について、資料及びパワーポイントを使って報告させていただきます。

はじめに、広域都市計画基本方針の策定に至った経緯と経過についてご説明いたします。資料は参考資料3の1ページです。

昨年の都市計画審議会の「都市計画区域マスタープラン等の見直し基本方針の答申」におきまして、市町合併等の社会経済情勢の変化に対応するため、県内の7地域を基本として、都市計画区域外も含めた広域的な見地から、都市計画の課題と目標、基本的な方針を策定する必要性が示されました。

そこで、都市計画区域外も含めた広域的な課題に対応するため、都市計画の課題、目標、基本的な方針等について広域的な見地から、21世紀兵庫長期ビジョン、まちづくり基本方針等の考えを受けた広域的な都市計画の方針として、都市計画区域マスタープラン等の見直しのガイドラインとなるものとして、広域都市計画基本方針を策定することとなりました。

広域都市計画基本方針の策定にあたりましては、地域別検討会を各地域で2回開催し、地域の特性及び

課題を踏まえた地域の将来像、広域的課題とその対応の方向性、都市計画区域等の設定方針、他地域との広域的連携及び交流などについてご意見をいただきました。資料の2ページは、各地域別検討会の委員名簿と開催日程の一覧表です。

地域別検討会の意見を踏まえ、広域都市計画基本方針素案を作成しました。

作成した素案につきまして、県民からの意見・提案を募集するためのパブリックコメントを、平成20年1月30日から2月19日まで実施し、パブリックコメントで提出のあった意見や、県下市町および関係課室からの意見を参考に、広域都市計画基本方針を策定しました。お手元に別冊でお配りしているのが、その広域都市計画基本方針です。

以上が策定までの経緯と策定経過です。

続いて広域都市計画基本方針の内容についてご報告いたします。

広域都市計画基本方針は、神戸、阪神、東播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路の7地域を対象とし、概ね20年後の都市の姿を展望しつつ、各地域の都市づくりの課題と目標を示し、その課題への対応方針として、都市の拠点形成、都市機能の強化、都市機能の連携等についての方針、交通ネットワークの形成、ネットワークの連携・強化についての方針、都市計画手法及びその他土地利用規制手法等との連携及び調整を踏まえ、都市画区域外を含めた土地利用規制・誘導等についての方針などについて記載しています。

次に、広域都市計画基本方針の概要についてご報告いたします。お手元の資料4ページから7ページをご覧ください。

広域都市計画基本方針は、共通編と地域編で構成されています。4ページ左下をご覧ください。共通編は、「2 都市づくりの基本方向」のもとに、上段中央「3 都市の拠点形成・配置及び都市機能の連携・分担の方針」として、都市の拠点形成、都市機能の強化の考え方、都市機能の連携パターンについて記載しています。

上段右側をご覧ください。「4 広域ネットワーク形成の方針」では、階層的な交通ネットワークの形成、ネットワークの強化の考え方、多様な交通手段の連携について記載しています。

次に中段をご覧ください。「5 土地利用の方針」では、広域的な都市機能の立地誘導・抑制、都市と農山漁村の交流や活性化への対応、災害に強いまちづくりへの対応、地域の玄関口等における顔づくりについて記載しています。

地域編では、共通編で記載した項目に関して、地域の個性を反映した広域的な都市づくりの課題と目標、都市計画の方針を記載しています。

資料7ページの左側は、各地域の広域的な都市づくりの目標と方針を抜粋したものでございます。たとえば神戸地域では、「『みなと神戸』の国際的な都市ブランドを生かした都市づくり」を地域の広域的な都

市づくりの目標としています。

都市づくりの課題への対応として、三宮を中心とする高度な都市機能の充実、神戸医療産業都市構想、次世代スーパーコンピュータを核とした研究教育拠点の形成など、先駆性のある取り組みによる京阪神都市圏における役割の明確化、空港、港、鉄道など広域的な交通ネットワークの充実、西区や北区の農振地域、都市近郊における貴重で豊かな自然環境、農村環境の維持・活用のための関連する各種制度との連携・調整の方針について記載しています。

他の地域も神戸地域と同様に、地域の課題を受けた広域的な都市づくりの目標、都市づくりの方針について記載しています。

また、地域編では、市町合併に伴う都市計画区域の再編の考え方についても記載しています。

では、都市計画区域の再編についてご説明させていただきます。資料は7ページの右側です。

東播磨地域では、三木市の都市計画区域が指定されていない区域に、非線引きの吉川都市計画区域を拡大することとし、今後の土地利用の動向を見極めながら、市域全体の線引きも検討することとしています。

また、小野市の都市計画区域が指定されていない区域は、隣接する三木市の都市計画区域の再編と、当該地域の土地利用の動向を見極めながら東播都市計画区域の拡大を検討することとしています。

次に、西播磨地域では、姫路市では市町合併により市域が拡大し、新市として一体の都市としてまちづくりを進めていくことから、中播都市計画区域の拡大を検討することとしています。

次に、但馬地域では、市町合併により、豊岡・日高・出石・城崎の4つの都市計画区域が存在することとなった豊岡市について、都市計画区域の統合・拡大を検討することとしています。

また、養父市については、隣接する豊岡市や朝来市の都市計画区域での社会経済情勢や将来的な都市構造の変化等を見据えながら、都市計画区域の拡大を検討することとしています。

次に、丹波地域では、市町合併による行政区域拡大により、市島・春日・氷上・柏原の4つの都市計画区域が存在することとなった丹波市では、柏原・氷上の都市拠点においては、市の中心としての機能集約と連携が図られることや、新市として一体の都市として総合的に整備・開発・保全する観点から、都市計画区域を統合するとともに、今後の土地利用の変化や市街地の動向を見極めつつ、必要に応じて都市計画区域の拡大を検討することとしています。

最後に、淡路地域です。市町合併による行政区域拡大により、複数の都市計画区域が存在することになった淡路市については、現行の3つの都市計画区域を統合することとし、現在都市計画区域外である旧北淡町の一部、旧東浦町の一部、旧一宮町全域、旧津名町の一部の地域については、今後の土地利用の動向を見極めつつ、区域編入を視野にいれた都市計画区域の拡大について検討することとしています。



洲本市については、都市計画区域外である旧五色町の洲本都市計画区域への編入について検討することとしています。

また、南あわじ市は、現在市域に指定されている3つの都市計画区域を統合するとともに、市中心部となっている旧三原町のほか、旧緑町の一部、旧南淡町の一部の都市計画区域外について区域編入を視野にいたした都市計画区域の拡大について検討することとしています。

次に、広域都市計画基本方針を受けた都市計画区域マスタープランの策定方針についてご説明いたします。資料は8ページです。

広域都市計画基本方針は、平成20年5月7日に政策会議を経て策定となりました。今後、広域都市計画基本方針をガイドラインとして、今年度と来年度で都市計画区域マスタープランを策定してまいります。

都市計画区域マスタープランの策定に当たっては、現行の都市計画区域マスタープランの構成を基本として、都市計画区域マスタープラン等見直し基本方針に記載しています都市づくりの課題と目標、区域区分の有無の方針、基本方針として、土地利用に関する方針、自然的環境に関する方針、都市交通に関する方針、都市環境に関する方針、市街地整備に関する方針、都市防災に関する方針、景観形成に関する方針を踏まえ、広域都市計画基本方針の内容を反映して策定することとしています。

最後に今後のスケジュールについてご説明いたします。資料は、少しお戻りいただいて3ページです。

広域方針が策定され、今後の予定は、都市計画区域マスタープラン及び都市再開発の方針など、都市計画区域に関するその他の方針の見直し、区域区分の見直し、都市計画区域の再編を今年度と来年度にかけて行うこととしています。

現在は都市計画区域マスタープラン等の見直し、線引き見直し、都市計画区域指定の作業を行っているところです。

都市計画区域マスタープラン等については、先ほどご説明した策定方針により見直し作業を進めているところで、20年度で線引き都市計画区域の5区域について、21年度は都市計画区域の再編と、再編後の非線引き都市計画区域のマスタープランの作成を予定しています。

区域区分、いわゆる線引きにつきましては、都市計画区域マスタープラン等の見直し方針におきまして、区域区分の方針が示されました。この区域区分の方針をもとに、都市計画制度の運用に関して、国の考え方を示した「都市計画運用指針」を踏まえて作成した、お手元の参考資料4「市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の見直し方針」に則り、市町による線引き見直し地区の抽出検討等を終え、市町素案の公表を経て、現在は県素案の作成に向けて、関係機関と協議を進めているところでございます。

都市計画区域の再編の方針については、先ほどご説明させていただきました。その中で、都市計画区域の再編を行うための調査を行ったのは、姫路市、三木市、豊岡市、丹波市、淡路市、洲本市、南あわじ市

で、来年度の都市計画区域の指定に向けて作業を進めていますのは、三木市、豊岡市、丹波市、淡路市、南あわじ市の5市です。現在は都市計画区域の指定に向けた関係機関協議と、各市において地元の合意形成を進めているところでございます。

以上で、広域都市計画基本方針策定についての報告を終わります。

議長 ありがとうございます。ただいま広域都市計画基本方針策定についての報告を受けましたが、質問等ございましたらお願いいたします。

よろしゅうございますか。ありがとうございました。

本日予定しておりました議案及び報告事項はすべて終了いたしました。

それでは、これもちまして平成20年度第1回の審議会を閉会いたします。皆様には熱心なご審議を賜りましてありがとうございました。

閉 会 午後3時6分

**平成20年度第1回兵庫県都市計画審議会  
出席委員名簿**

日 時：平成20年7月2日 午後2時～午後3時6分  
場 所：農業共済会館（神戸市中央区）

区 分	氏 名	職 名	備 考
学識経験のある者 (50音順) (第3条第1項第1号)	近 藤 勝 直	流通科学大学教授	
	多 淵 敏 樹	神戸大学名誉教授	会 長
	西 勝	神戸大学名誉教授	
	原 口 和 夫	財団法人兵庫県園芸・公園協会理事長	
	東 浦 功	兵庫県農業会議副会長	
関係行政機関の職員 (第3条第1項第2号)	齊 藤 昭	農林水産省近畿農政局長	代 理
	久 貝 卓	経済産業省近畿経済産業局長	代 理
	布 村 明 彦	国土交通省近畿地方整備局長	代 理
	各 務 正 人	国土交通省近畿運輸局長	代 理
	太 田 裕 之	兵庫県警察本部長	代 理
市町の長を代表する者 (第3条第1項第3号)	蓬 萊 務	小野市長（兵庫県市長会）	
県議会の議員 (第3条第1項第4号)	原 吉 三		
	新 原 秀 人		
	井 戸 まさえ		
	竹 内 英 明		
	新 町 みちよ		
	和 田 有一朗		
市町の議会の議長を 代表する者 (第3条第1項第5号)	山 本 忠 利	丹波市議会議長（兵庫県市議会議長会）	